

～中小企業を守り育てるための条例です～

## 「高松市中小企業基本条例」が 平成24年12月26日から施行されました！

### 高松市中小企業基本条例とは？

この条例は、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域経済の活性化に取り組む市の姿勢を広く示すもので、中小企業振興についての「基本理念」「施策の基本方針」と、「市の責務」「中小企業者等の努力」「大企業者の役割」「市民の理解と協力」などを定めています。

### 条例はなぜ必要？

本市の事業所の99%を占める中小企業は、その成長と発展が雇用の創出と市内消費の拡大をもたらすのみならず、税金の増加を通して「地域経済の活性化」と「市民生活の向上」という好循環を生み出す、本市のまちづくりに欠かすことのできない重要な存在です。

近年、経済のグローバル化や人口減少社会の到来等により、中小企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しています。本市経済の持続的な発展のためには、これまで以上に中小企業の振興施策を総合的に推進することが強く求められていることから、市が条例を制定するものです。

### 条例の特色は？

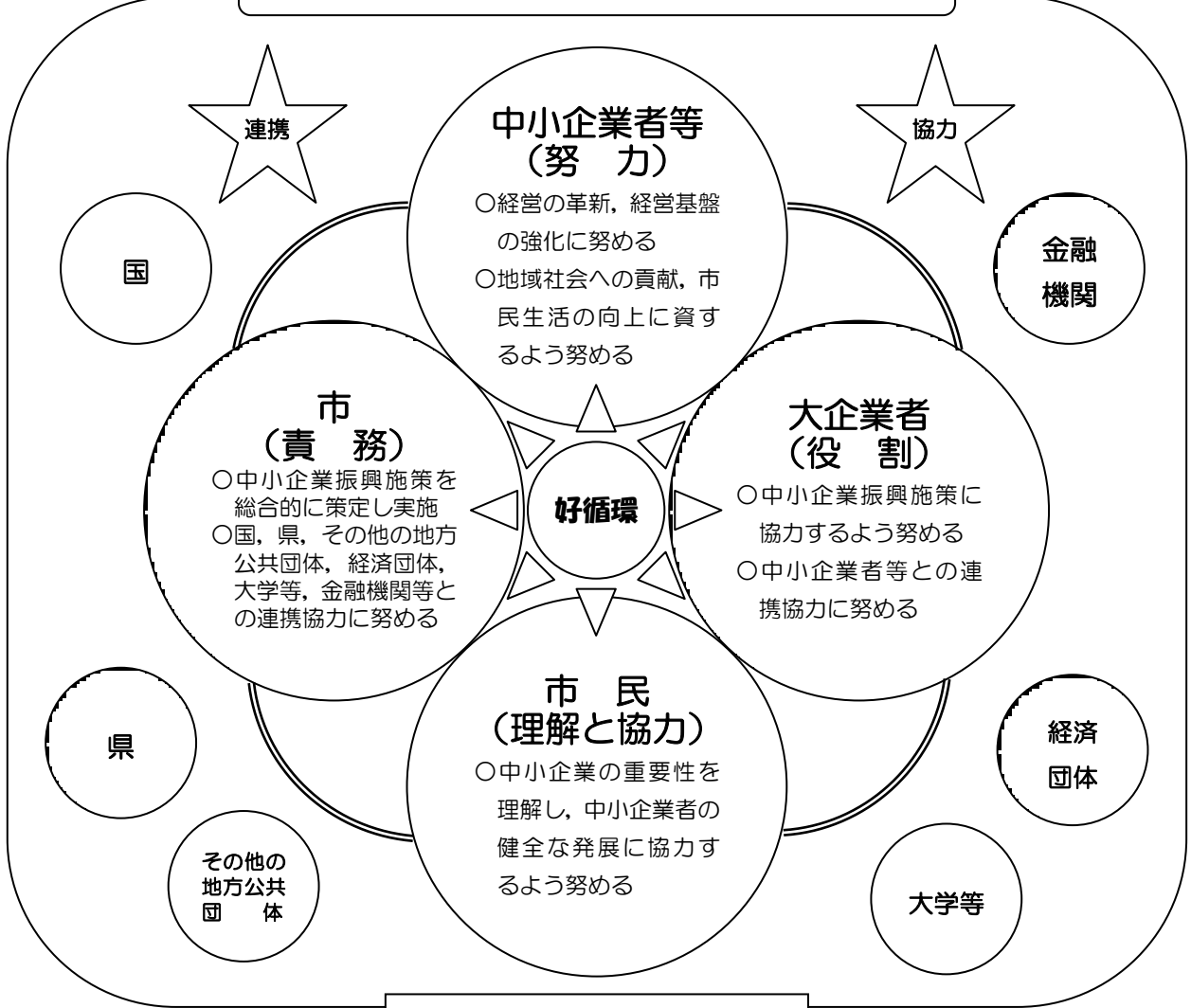
- ・基本理念に「地域経済の循環の促進を図ること」を盛り込み、市、中小企業者等、大企業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、中小企業の振興に取り組みます。
- ・中小企業の活動は、市民生活に大きく貢献していることから、目的を「地域経済の活性化および市民生活の向上に寄与すること」としました。
- ・海外への事業展開、新分野への挑戦や創意工夫による経営革新を押し進める中小企業を支援します。

### 条例が制定されたらどうなるのか

市、中小企業者等、大企業者、市民の役割を明確にし、地域が一体となって、中小企業振興施策を総合的に推進することで、地域経済の活性化および市民生活の向上に取り組むことができます。



# 高松市中小企業基本条例のイメージ



## 中小企業の育成・振興

- ・ 創業の促進
- ・ 人材の育成の支援
- ・ 市内消費の拡大の促進

- ・ 経営基盤の強化の促進
- ・ 雇用の安定, 促進
- ・ 経営の革新の促進

地域経済の活性化

市民生活の向上

## 活力ある地域社会の実現へ

